

## 浦安市チャレンジショップ管理運営要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、浦安市チャレンジショップ設置及び管理運営要綱（以下「要綱」という。）に基づき、浦安市チャレンジショップ（以下「チャレンジショップ」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

**第2条** 要綱第6条に規定するチャレンジショップの利用時間については、午前7時から午後10時とする。

(休業日)

**第3条** 要綱第6条に規定するチャレンジショップの休業日については、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

(利用申込申請)

**第4条** 要綱第8条の規定によりチャレンジショップの利用の許可を受けようとする者は、市長が定める期間内に、浦安市チャレンジショップ利用申込書（様式第1号。以下「利用申込書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計算書
- (3) 法人にあつては、次に掲げる書類
  - ア 会社経歴書又は会社案内
  - イ 法人の登記事項証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）
  - ウ 法人市民税の完納証明書
  - エ 役員名簿（法人の役員全員の氏名、住所、生年月日を記載したもの）
- (4) 個人又は新たに創業しようとする者にあつては、次に掲げる書類
  - ア 住民票の写し
  - イ 履歴書
  - ウ 市民税の完納証明書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(利用の許可)

**第5条** 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、これを審査し、選定したときは、浦安市財産規則（平成8年規則第25号）第24条の規定に基づく行政財産使用許可申請書（以下「許可申請書」という。）の提出を求め、受理、審査し、許可したときは浦安市財産規則第25条第2項の規定に基づく行政財産使用許可書を申請者に交付しなければならない。

2 要綱第8条に規定する行政財産の使用許可（以下「利用許可」という。）に係るチャレンジショップの利用期間は、1年を限度とする。

(利用の取りやめ)

**第6条** チャレンジショップの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用を開始する前にその利用を取りやめようとするときは、あらかじめ浦安市チャレンジショップ利用取りやめ届（様式第2号。以下この条において「チャレンジショップ利用取りやめ届」という。）に行政財産使用許可書を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用者は、利用を開始した日以後にその利用を取りやめようとするときは、その利用を取りやめようとする日の前日から起算して2月前までにチャレンジショップ利用取りやめ届に行政財産使用許可書を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると

認めるときは、この限りでない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、利用者にチャレンジショップ利用取りやめ届を提出することができない特別な理由があると認めるときは、当該チャレンジショップ利用取りやめ届を提出することを要しないこととすることができる。

(利用の許可に係る事項の変更)

**第7条** 利用者は、要綱第8条の規定により許可に係る事項を変更しようとするときは、利用申込書に行政財産使用許可書を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請書を受理した場合は、これを審査し、許可したときは、行政財産使用許可書を利用者に交付するものとする。

(施設及び設備の利用)

**第8条** チャレンジショップの施設及び付帯する設備については、利用許可を受けた期間において、利用者は協定の定める範囲において自由に使用することができる。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その利用を制限することができる。

(利用の制限等)

**第9条** 要綱第11条第4号の規定する事由は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 正当な理由によらないで、利用許可を受けたチャレンジショップを1月以上利用しないとき。
- (2) 行政財産使用料及び光熱水費のいずれかを3月以上滞納したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により、行政財産使用料及び光熱水費の全部又は一部の徴収を免れたとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により、要綱第10条に規定する協定を締結した事実が明らかになったとき。
- (5) 法人にあつては、会社法（平成17年法律第86号）第471条各号に掲げる事由により解散したとき。
- (6) 個人にあつては、死亡したとき。
- (7) 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあつたとき。
- (8) 強制執行を受けたとき。

(利用の許可の取消し)

**第10条** 市長は、要綱第11条の規定によりチャレンジショップの利用を制限し、若しくは停止し、利用許可を取り消し、又はチャレンジショップからの退去を命ずる（以下、本条において「取消等」という。）ときは、事前に文書により取消等に係るチャレンジショップ利用者に通知するものとする。

(行政財産使用料)

**第11条** 要綱第14条第2項に規定する要領で定める行政財産使用料の納付については、次の表のとおりとする。

行政財産使用料の額	浦安市行政財産使用料条例（昭和60年条例第24号）第2条の規定により算出した使用料の2分の1に相当する額。ただし、算出した額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする
行政財産使用料の支払い方法	請求があつた月の翌月末日（12月にあつては、28日を末日とする。）までに、市長の指定する方法により支払う。ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日に当たる場合にあつては、その日後においてその日に最も近い次の各号に掲げる日ではない日とする。 (1) 日曜日及び土曜日

	(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
	(3) 1月2日及び1月3日並びに12月29日から31日まで

(光熱水費)

**第12条** 要綱第15条第2項に規定する要領で定める光熱水費の支払いについては、次の表のとおりとする。

光熱水費の金額	次の区分に応じ、それぞれに定める額。ただし、算出した額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。 (1) 電気料金 毎月の電気料金の2分の1に相当する額 (2) 水道料金及び下水道料金 全額
光熱水費の支払い方法	請求があった月の翌月末日（12月にあつては、28日を末日とする。）までに、市長の指定する方法により支払う。ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日に当たる場合にあつては、その日後においてその日に最も近い次の各号に掲げる日ではない日とする。 (1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 1月2日及び1月3日並びに12月29日から31日まで

(施設の変更の承認)

**第13条** 要綱第16条の規定により模様替え等の承認を受けようとする者は、浦安市チャレンジショップ原状変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理した場合は、これを審査し、承認したときは浦安市チャレンジショップ原状変更承認書（様式第4号）を、申請者に交付するものとする。

(損傷等の届出)

**第14条** チャレンジショップを損傷し、又は著しく汚した者は、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(中間報告書の提出)

**第15条** 利用者は、市長が指定する期日までに、中間報告書、収支決算書を、市長に提出しなければならない。

(利用結果報告書の提出)

**第16条** 利用者は次の場合に、利用結果報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 利用期間を満了し、利用者がチャレンジショップから退去する場合
- (2) 第6条第2項の規定により利用者が利用を取りやめた場合
- (3) 要綱第11条の規定により利用許可の取消し、又はチャレンジショップの退去を命じられた場合

(順守事項)

**第17条** チャレンジショップを利用する者は、市長の指示に従うとともに、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可された目的以外で使用しないこと。
- (2) 許可された施設以外を使用しないこと。
- (3) 許可なく壁、柱、柵等にはり紙をし、又は釘類等を打たないこと。
- (4) 立入禁止区域に入らないこと。
- (5) 敷地内で喫煙しないこと。
- (5) 火気を使用しないこと。
- (6) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

**附 則**

この要領は、平成31年2月21日から施行する。

**附 則**

この要領は、決裁の日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

## 浦安市チャレンジショップ利用申込書

浦安市長 様

申請者 住所  
名称  
氏名  
(会社にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)  
担当者 氏名  
連絡先電話番号  
電子メールアドレス @

次のとおり利用を申込みします。

利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
施 設	浦安市チャレンジショップ
事 業 概 要	

## 備考

- 1 氏名は、記名押印又は自署のいずれかとしてください。
- 2 利用期間は、募集要項に合致した内容を記入してください。
- 3 添付書類
  - (1) 事業計画書
  - (2) 収支計算書
  - (3) 法人にあつては、次に掲げる書類
    - ア 会社経歴書又は会社案内
    - イ 法人の登記事項証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る）
    - ウ 法人市民税の完納証明書
    - エ 役員名簿（法人の役員全員の氏名、住所、生年月日を記載したもの）
  - (4) 個人又は新たに創業しようとする者にあつては、次に掲げる書類
    - ア 住民票の写し
    - イ 履歴書
    - ウ 市民税の完納証明書
  - (5) その他市長が必要と認める書類

暴力団の利益となる利用を制限するため、利用の許可等の決定に当たり、暴力団員による利用であるかを確認する必要がある場合は、所轄の警察署へ照会することがあります。

許可をした後に暴力団の利益となる利用であることが判明した場合は、許可を取り消します。

年 月 日

## 浦安市チャレンジショップ利用取りやめ届

浦安市長 様

申請者 住所

名称

氏名

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

担当者 氏名

連絡先電話番号

電子メールアドレス @

次のとおり浦安市チャレンジショップの利用を取りやめます。

利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
施設	浦安市チャレンジショップ
事業概要	
許可番号	第 号
許可年月日	年 月 日
取りやめる理由	
添付書類	行政財産使用許可書

## 備考

- 1 氏名は、記名押印又は自署のいずれかとしてください。
- 2 利用期間、施設の面積は、行政財産使用許可書に記載された内容を記入してください。
- 3 利用開始後に取りやめる場合は、取りやめる理由欄に退去予定日を記入してください。

浦安市チャレンジショップ原状変更承認申請書

浦安市長 様

申請者 住所  
名称  
氏名

（法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

担当者 氏名

連絡先電話番号

電子メールアドレス @

次のとおり原状変更の承認を申請します。

申請理由		
工事概要		
許可を受けた事項	使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
	施設	浦安市チャレンジショップ
	使用目的	
	使用料の額	
	許可番号	第 号
	許可年月日	年 月 日

備考 1 氏名は、記名押印又は自署のいずれかとしてください。

2 許可を受けた事項は、行政財産使用許可書に記載された内容を記入してください。

3 添付書類

- (1) 工事設計書
- (2) 工事見積書
- (3) 工事契約書又は注文書等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

浦安市チャレンジショップ原状変更承認書

様

浦安市チャレンジショップの原状変更について、次のとおり承認します。

年 月 日

浦安市長



原 状 変 更 の 承 認 事 項	利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
	施 設	浦安市チャレンジショップ
	工事概要	
承認理由		
承認の条件		1 許可なく承認があった工事以外の工事を行わないこと。 2 利用期間の満了等に伴い退去する場合は、利用期間内に施設内に搬入した備品を撤去し、施設を原状に復すること。

## 利用結果報告書

年 月 日

浦安市長 様

申請者 住所  
名称  
氏名

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

このことについて、浦安市チャレンジショップ管理運営要領第 16 条の規定に基づき、関係書類を添えて事業の実績を報告いたします。

利用者店舗名		
利用期間		
チャレンジショップ退去後の動向	選択	選択肢
		1 浦安市内で引き続き営業する (移転先の所在地、店舗名などの詳細)
		2 浦安市外で引き続き営業する (移転先の所在地、店舗名などの詳細)
		3 退去後は営業を休止または中止する (その理由)
添付書類	1. 利用期間中の実績報告書 2. 利用期間中の収支決算書 3. 原状復旧の状況がわかる写真等(原状変更許可を受けた者に限る) 4. その他、市長が必要と認める書類	

(注 1) 添付書類については、様式任意です。

(注 2) 添付書類については、基本的事項を案として例示してあります。必要に応じて追加修正してください。